

⑧ 名古屋市 City of Nagoya

名古屋市における農薬の検査と 規制の状況について

令和4年3月24日（木）
名古屋市保健所健康部食品衛生課
石川 愛美

食品衛生に関する業務について

- 食品関連施設への監視指導
- 食品の検査
- 食品に関する苦情、相談対応
- 消費者への啓発活動
- リスクコミュニケーション事業

食品関連施設への監視指導

食品等の製造、加工から流通、調理、販売に至るまでそれぞれの段階の食品関連施設に対し、食品衛生監視員が監視指導を行います。



飲食店における監視指導の様子

施設や食品に応じた監視指導

- 弁当・仕出し等衛生対策
- 輸入食品の衛生対策 など

季節に応じた監視指導

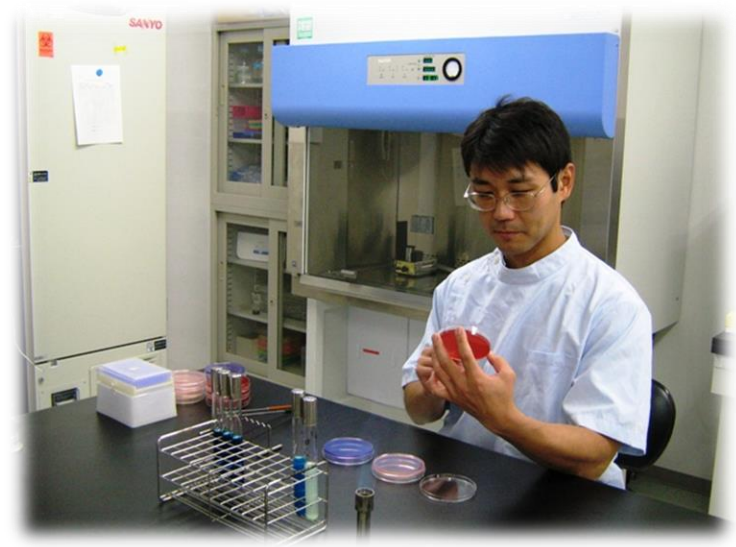
- 夏季食品衛生対策
- 年末食品衛生対策 など

食品の検査

過去の違反等発見状況や食品の特性を踏まえ、計画的に収去検査（抜き取り検査）を実施し、違反食品等の効果的な発見、排除に努めています。

検査の種類

- 微生物検査
- 食品添加物検査
- アレルゲンの検査
- 残留農薬の検査 など



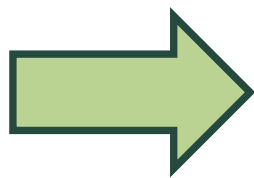
食品検査の様子

食品に関する苦情・相談対応

市民から食品に関する苦情や相談を受付

- 食品を食べて体調を崩した
- 店舗等での不衛生な取扱いをしていた
- 異物（虫、髪の毛など）が食品に混入していた

など



調査を行い
原因究明と再発防止を指導

消費者への啓発活動

保健センターにおける講習会など

- 両親学級（パパママ教室）や乳幼児健診などでの啓発
- リーフレット等を活用した啓発

食品安全・安心学習センター事業

- 魚、卵などの身近な食べ物や添加物などの講座
- 中央卸売市場内や食品衛生検査所内の見学

情報提供・情報発信

- 食品衛生検査所のtwitter「なすこ」



リスクコミュニケーション事業

食の安全・安心推進会議

- 学識経験者、消費者、事業者、市が、それぞれの立場から情報・意見を交換し、食の安全・安心の確保のための施策や、関係者の相互理解について協議します。



食の安全に関する意見交換会

- H30、R2年度テーマ「カンピロバクター食中毒」
- R1年度テーマ「カフェイン」





ちょっと脱線して...

名古屋市から知ってほしいこと

食肉の生食等を原因とする患者数

		29年	30年	R1年	R2年	R3年	合計
全体の患者数		60人	5人	40人	38人	33人	176人
20歳代	患者数	25人	2人	26人	12人	22人	87人
	割合	42%	40%	65%	32%	67%	49%

20歳代がおよそ半数を占めている！

- 外食の機会が増えると有症苦情が増加する傾向があります。
- 飲食店では生や半生の鶏肉料理を避け、十分に加熱した鶏肉料理を選びましょう。
- 「新鮮だから生で食べられる」は誤りです。

カンピロバクター食中毒が多発
しています！



名古屋市における 農薬の検査状況について

本日の意見交換会のテーマは「農薬について考える」



検査件数（令和2年度）

	細菌	食品添加物	残留農薬	動物用医薬品	P C B・水銀	遺伝子組換え	自然毒	放射性物質	アレルギー	その他規格	器具容器・おもちゃ	その他	計
検体数	1,222	1,294	252 (3.6%)	3,984	23	33	34	306	28	33	61	81	7,048 ※
項目数	5,929	8,239	53,088 (67%)	10,615	46	72	34	459	96	72	338	81	79,069

※検体数については、1つの検体で複数の検査区分に該当するものがあります。

検査件数（令和2年度）

食品区分	野菜・果物類及びその加工品	穀類・豆類及びその加工品	かん詰・びん詰食品(野菜・果物)	肉類	冷凍食品(野菜)	牛乳	計
検体数	196	27	12	10	6	1	252
項目数	38,471	6,750	3,225	2,759	1,608	275	53,088

- 野菜・果物・穀類・豆類とその加工品が全体の95%超
- 肉や牛乳は飼料に由来する農薬を想定して基準値が設定されています。

事例紹介

- 収去年月日 令和3年11月11日
- 収去者 食品衛生検査所
- 収去品 生鮮ほうれんそう
- 違反内容 エトフェンプロックス 0.05ppm検出（基準値0.01ppm）
（食品衛生法第13条第3項に違反）

■ 違反事実確認後の流れ

- 令和3年11月29日 検査結果確定。被収去者へ結果を通知するとともに、
生産者を管轄する自治体へ通知
- 12月1日 管轄自治体が生産者団体に対して行政処分（回収を命令）
- 12月17日 管轄自治体から顛末の報告を受理

事例紹介

どのように感じましたか？

- 基準値の5倍の農薬を検出
- 食品衛生法違反
- 行政処分（回収命令）

検査で見つかってよかったけど、食べちゃった人はいないのかな
食べた場合の健康への影響は...？

事例紹介

■ エトフェンプロックスとは...？

• 用途

殺虫剤。鱗翅目、半翅目、双翅目等に対して、広い殺虫スペクトルを有する。稲、ムギ類、トウモロコシ、ダイズ、アズキ、キャベツ等に使用。

• ADI（一日摂取許容量）：0.031mg/kg体重/日

※内閣府 食品安全委員会ホームページ「食品安全総合情報システム」より

■ 今回の違反食品って...？

エトフェンプロックスの検出値は0.05ppm（mg/kg）

日本人平均体重(50kg)の人で考えると...

$$\frac{0.031\text{mg/kg体重/日} \times 50\text{kg体重}}{0.05\text{mg/kg}} = 31\text{kg/日}$$

体重50kgの人が生涯にわたって毎日約31kgを食べ続けたとしても、健康への影響は考えられない。

事例紹介

- 基準値は使用実績を加味して食品毎に決められる。
- 食品衛生法では、個別に基準を定めない食品には一律に厳しい基準値(0.01ppm)を適用する「ポジティブリスト制」を採用している。

品目名:エトフェンプロックス		
英名:ETOFENPROX		
留意点:		
食品分類名	基準値(ppm)	設定根拠
米(玄米)	0.5	Ab2011
小麦	0.5	Ab2011
大麦	0.5	Ag2006
ライ麦	0.5	Ag2006
とうもろこし	0.3	Ab2017
...
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.2	Ab2018
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	5	Ab2018
はくさい	5	Ab2011
キャベツ	1	Ab2018
芽キャベツ	2	Ag2006
ブロッコリー	10	Ab2017

⇒一律基準で厳しく規制し、
実態に応じて個別に基準値を
設定する（許容値を決める）。

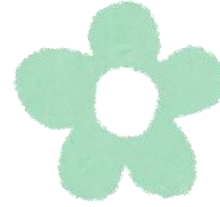
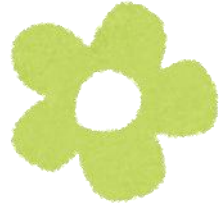
まとめ

名古屋市（行政機関）の役割とは...

- 違反食品の排除

- 再発防止

⇒ルールを守った適正な食品が流通することで、
健康被害を防止する。



ご清聴ありがとうございました

